

港長公示第 30-107 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 30 年 9 月 13 日

京 浜 港 長

お台場海浜公園付近における航泊の禁止について

京浜港東京区第 2 区お台場海浜公園付近海上において、花火の打上げが実施されるため、下記により船舶（花火大会に従事する船舶及び港長が許可した船舶を除く。）の航泊を禁止する。

記

1 期間

平成 30 年 9 月 29 日(土)17 時 15 分から花火打上げ終了(21 時 00 分を予定)まで
ただし、灯浮標により航泊禁止区域が明示されている間に限る。

2 区域(別図参照)

北緯 35 度 37 分 52.5 秒 東経 139 度 45 分 59.4 秒を中心とする半径 185m の海面

3 標識

前記の区域を明示するため、灯浮標(黄色 4 秒 1 閃光)が 5 基設置される。

4 その他

打上げ区域周辺に警戒船 5 隻が配備される。

別図

期間 平成30年9月29日(土)17時15分から花火打上げ終了(21時00分を予定)まで
ただし、灯浮標により航泊禁止区域が明示されている間に限る。

区域 北緯35度37分52.5秒 東経139度45分59.4秒を中心とする半径185mの海面

